

管理職 各位

東村山市長  
渡 部 尚

### 平成31年度予算編成方針

東村山市では、第4次総合計画に掲げる将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現に向けて、後期基本計画実施計画及び東村山市創生総合戦略を柱とした事業を着実に進めているところであり、公民連携による新たな取組を推進している。

人口減少・少子高齢化の進展、老朽化する公共施設等の更新など、さまざまな行政課題が複雑化・高度化する中でも、将来に向かって持続可能なまちづくりを進め、「住みたい・住み続けたいまち」となるためには、必要な事業を着実に推進していくことが不可欠であり、そのためには効果的かつ効率的な行財政運営と安定した財政基盤の構築を同時に目指していく必要がある。

第4次総合計画の最終年度である平成32年度を見据えて、目標達成に向けてスピード感を持って取り組むこととし、平成31年度予算を「**第4次総合計画の最終年度を見据え、将来都市像の実現を目指す予算**」と位置付け、限られた財源を効果的に活用し、実効性のある施策の展開を図ることとする。併せて現行の計画に掲げる施策の方向性や進捗状況を的確に把握し、平成33年度からスタートする新たな総合計画等の策定につなげていく必要がある。

また、平成30年市議会3月定例会では、予算案を修正し再提案する異例の措置をとったところである。こうした事態を厳粛に受け止め、確かな根拠に基づく予算の積算を行うよう十分留意し、下記方針により編成する。

#### 記

##### 1. 重点施策

第4次総合計画後期基本計画では、「まちの価値の向上」、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」の3つの視点によるまちづくりを掲げ、東村山市が「住みたい・住み続けたいまち」になるために、「まちの価値の向上」により、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」を生み出し、そのことが更なる「まちの価値の向上」へと結びついていく「まちづくりの好循環」を創出することが必要であると定めた。

平成31年度版実施計画においては、平成30年度版に位置付けた事業を確

実に実施することを原則とするが、後期基本計画で掲げた「住みたい・住み続けたいまちの実現」に向けて第4次総合計画を締めくくべく、最大限の効果を生み出せるよう、平成31年度に行うべき事業を企画・立案する。

### (1) まちの価値の向上

- ① 市民の生活基盤である都市整備を着実に進めることで、まちの価値の向上を図り、市民に利便性とにぎわいを提供するまちづくりを進める。
- ② 東村山駅周辺の整備など、まちの「中心核」の形成を図るとともに、市内を結ぶ「軸」となる都市計画道路の整備を進め、合わせて適切な土地利用を推進していく。
- ③ 人口減少や少子高齢化の進展など将来の環境変化を見据えた公共施設の最適化にも注力していく。

### (2) ひとの活力の向上

- ① 「子育てするなら東村山」を引き続き推進する。妊娠期から出産後までの相談支援体制、保育園を含む多様な保育環境整備、就学児童の放課後預かりなど、切れ目のない子育て支援を推進し、子どもを安心して産み育てられるまちづくりを進めていく。
- ② 誰もが生きがいを持って自立した暮らしを続けられる施策を推進する。社会参加・就労の機会の提供、健康づくりの支援、日常生活の支援などその方の必要に応じた支援体制の構築を進める。
- ③ シティプロモーションの取組により、東村山に愛着や好感を持つ「東村山ファン」を増やし、当市の魅力を市内外に広めることにより、シビックプライドの醸成や市域における人の交流を促進する。

### (3) 暮らしの質の向上

- ① 「東村山イノベーションサポート（市内事業者の販路拡大支援）」、「東村山インキュベート（創業支援事業の推進）」、「東村山TOKYOポータル（地方の中小企業の首都圏進出拠点形成支援）」の3本の柱を中心として産業振興を促進し、市内経済の活性化を図る。
- ② 東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機として、市内のスポーツ振興を図るとともに、当市がホストタウンとなっている中国とのスポーツ交流・文化交流を推進する。
- ③ 頻発する大規模災害を教訓として、引き続き、河川の溢水対策など災害対策を行うとともに、災害拠点機能の強化、避難体制の構築、備蓄品の確保等を進め、さらなる防災力の強化を図る。
- ④ 緑地の保全の他、特定生産緑地制度の創設を踏まえた農地の保全に取り組み、ゆとりとやすらぎのある生活空間の創出を図る。

## 2. 行財政改革の推進

当市の財政状況として、平成29年度は歳入における地方税の増収により黒字基調となったものの、平成28年度では実質的な財政収支が赤字となったことから、市が自らの権限で収入し得ない国・都の交付金等の依存財源の影響を大きく受けやすい構造が浮き彫りになり、依然として予断を許さない状況である。

引き続き行財政改革の取組により、自治体としての持続可能性をより高めていく必要があることから、財政調整基金等を適切に活用した予算編成とともに、全庁的に歳入歳出両面における行財政改革の効果を生み出していくことで、総体として黒字基調を維持しながら、重点施策を推進していくこととする。

また、これまでの歳入確保・歳出削減の観点だけでなく、より効果的な手法にて市民サービスの質の向上に資する事業を行うことも重要であることから、本予算編成においては、従来の慣例に捉われず、どのような事業構成が適切かについての検討とともに、事業の効果、実施方法などについての点検を行い、施策の効率性、実効性をより一層高める努力や工夫を徹底する。

## 3. 働き方改革の推進

効果的かつ効率的な行財政運営を継続するためには、それを支える職員の働き方改革が必要不可欠である。長時間労働の是正、育児・介護休暇の取得など、ワークライフバランスを実現できる円滑な職場づくりが重要な課題となっており、市民サービスのさらなる向上を目指すためにも、職員一人ひとりに業務の効率化、生産性の向上を図ることが求められている。

限りある経営資源（人・物・金・情報）で増え続ける行政課題に対応するには、事業執行においてその目的が今の環境変化に適応しているか、方法の見直しや手順の改善により効率化が図れないか今一度検討するとともに、IT技術の進展による様々なツールの活用やITインフラ・基盤の整備など、全職員が創意工夫して、新たな働き方をもってこれに立ち向かうものとする。

なお、働き方改革については全庁横断的に検討し、業務の効率化及び職員の生産性の向上の観点から有益と思われる取組については、積極的にこれを進める。

#### 4. 公民連携の推進

ライフスタイルや価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展、老朽化が進む公共施設の更新問題の顕在化などにより、これからますます多様化、高度化、複雑化する課題に対応しながら、持続可能で良質な市民サービスを提供していくために、従来の手法や発想にとらわれず、あらゆる分野において、アイデアやノウハウ、技術などを積み重ねた民間事業者との連携を積極的に進める。

#### 5. 事務事業の適正な執行

今般の「憩いの家運営業務委託料」を巡る問題に端を発した、この間の市議会における議論を踏まえ、行政全般における事務手続きについて、市民や議会から疑念を持たれることのないよう、全職員があらためて予算から決算に至るまでの一連の事務手続きについて、適正に行われているか、またその根拠を明確に示すことができるかなど確認し、事務事業を適正に執行することにより、信頼性の高い公務を推進する。

管理職 各位

東村山市副市長  
荒井 浩

### 平成31年度予算編成留意事項（依命通達）

平成31年度予算編成にあたっては、将来に向かって持続可能なまちづくりを進めるためにも、既成概念を見直し、新たな取組への挑戦など、全職員が責任感とスピード感を持って行財政運営に取り組むとともに、今後予定されている消費税率引き上げの影響や制度改正等に遺漏なく的確に対応し、第4次総合計画後期基本計画の着実な推進を図るべく、下記事項に留意のうえ、予算編成を行われたい。

#### 記

##### 一. 全般的留意事項

1. 総計予算主義による的確な捕捉を行うこと。
2. 見積りにあたっては、財源の確保、事業内容の精査を行う等、最少の経費で最大の効果があげられるよう検証すること。
3. 国・都の動向については、十分に情報収集し、的確に予算を見積ること。
4. 消費税は、平成31年10月に税率10%への引き上げが予定されている。そのため、歳入・歳出について、消費税率引き上げに伴う影響額を予算案に遺漏なく反映させること。
5. 事業が法令に基づくものは、当該法令名称や実施主体、経費負担の原則等を明らかにすること。
6. 行財政改革大綱に基づく所要の経費は、効果等もあわせて見積ること。
7. 実施計画事業等の位置づけのない新規・レベルアップの経費は、特段の理由がない限り要求不可とする。要求する場合は目的、必要性、緊急度、後年度の財政負担等を検証し、財源の捻出を前提として見積ること。
8. 経常的・定型的な事業については、自主的・自律的に見直し、公民連携などを含め、あらゆる事業手法を検討したうえで、最大の効果が得られる施策を構築すること。
9. 多様な発注方式や民間の技術提案の活用も含め検討し、予算を見積ること。
10. 部局間調整および部内調整が必要な経費や収入の見積り・予算充当については、重複、遺漏がないように調整すること。
11. 政策間連携により相乗効果を得られる経費や、職員の働き方改革の効果を市民サービスに還元できる経費は、積極的に見積ること。

- 1 2. 市民要望、決算特別委員会等での意見、監査委員等からの指摘事項、採択された請願等に対しては十分検討すること。
- 1 3. 特別会計は、一般会計と同様に、経費を徹底して精査し予算を見積ること。

## 二. 個別的留意事項

### 1. 歳入予算の積算

- (1) 市税は、税制改正、市民所得の状況、経済情勢の変化などを的確に捕捉し、適正な収入額を見積ること。
- (2) 国・都支出金は、国や都の新年度予算の動向に特段の注意を払い、特に補助金等の創設、廃止、縮減、制度変更、補助率の変更等の情報収集に努め、積極的な確保に努めること。なお、補助金等の廃止、縮減がある場合は、事業の廃止、見直しを検討するとともに、他の財源の確保に努めるなど安易に一般財源への転嫁は行わないこと。
- (3) 市債は、後年度の財政負担・国の地方債計画・充当率等を考慮し、充当予定事業がある場合には、財政課と調整すること。
- (4) その他の収入
  - ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。
  - ・使用料・手数料は、実績等に基づき適切に見積ること。
  - ・滞納、未収金の整理に努め、収入の増額を図ること。
  - ・普通財産や行政目的を終えた行政財産等の処分可能な土地・財産は、積極的に売却・活用を検討すること。
  - ・新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

### 2. 歳出予算の積算

- (1) 消費税率については、税率が改定される見込みであるので、執行に支障のないよう、課税対象経費を明らかにしたうえで、執行時期に応じて適切に見積ること。  
※増税前に執行できるものは8%で見込むこと。
- (2) 積算のため参考見積書を求める場合は、あらためて仕様・数量等の精査を行ったうえで徴取し、徴取した参考見積書については、担当所管において明細・内訳を確認すること。  
原則として複数の参考見積書や他市予算、カタログ、市場価格などと比較し、主体性をもって予算の積算に努めること。  
※参考見積書とは、庁内の検討用資料として活用するために見積りを行い、その内容を記した書類を指す。依頼先には徴取する目的が「予算編成のための参考見積書」であることを明確にし、依頼すること。
- (3) コンピュータ機器及びシステムの導入は、情報政策課（情報化推進委員会）との調整を経たうえで見積ること。なお、稼働中のシステムについても、その利用状況、費用対効果を厳しく精査し、経費の縮減に努めること。

(4) 各節の経費は、以下に留意して見積ること。平成31年度予算見積単価表によるべきものは当該単価により見積ること。すべての経費について、実績等に基づいた合理的な見積りを原則とすること。

#### 1 節 報酬

- ・特別職（常勤・非常勤）の報酬は、条例の定めによること。
- ・人数は、平成31年4月1日現在の見込み人数によること。

#### 2 節～4 節 給料・職員手当等・共済費

- ・平成31年4月1日現在の見込みの現員・給料表を基礎に見積ること。
- ・現員数は、人事課と協議すること。
- ・経常経費削減につながる職員の増減は、人事課と協議し、委託化など代替策の有無を明らかにすること。
- ・期末勤勉手当は適切に見積ること。
- ・共済費は、所定の率及び額によること。

#### 5 節 災害補償費

- ・議員、非常勤職員分を見積ること。

#### 7 節 賃金

- ・定数代替、業務補助（繁忙対応）等に伴う臨時職員賃金は、所管課で見積ること。また、出産・育児休暇等に伴う臨時職員は、人事課で見積ること。なお、社会保険料は雇用事由によらず、すべて人事課にて見積ること。
- ・新規・継続の別を問わず、繁忙対応か定数代替かの位置付け、業務内容、配置場所等を明確にし、見積ること。
- ・新規分及び追加分は、効果額を検証のうえ、見積ること。

#### 8 節 報償費

- ・平成31年度予算見積単価表によらない見積りとする場合には、社会通念上の儀礼の範囲内となることを明らかにしたうえで見積ること。
- ・内容により、報酬が適当であるものは、条例制定等適切に対応を図ること。
- ・内容により、委託料等において見積ることが適切となるものもあるため、見積りの際に留意すること。
- ・委員謝礼等は出席率等も勘案して適切に見積ること。

#### 9 節 旅費

- ・宿泊を伴う特別出張は、必要性を精査し見積ること。また、委員等の報酬受給者が特別出張を行う場合の随行も同様とする。
- ・輪番により幹事市となる場合等、やむを得ない事情については、事前に人事課と調整すること。
- ・視察や研修等で必要な場合は、事前に人事課と調整すること。

#### 10 節 交際費

- ・極力節減の方向で検討すること。

#### 11 節 需用費

### (3) 食糧費

- ・出席者に報酬等が支払われている会議等の食糧費は、原則認めない。

### (4) 印刷製本費

- ・業務の効率化や省力化の観点から、メール等の電子媒体を積極的に活用し、紙文書の削減（ペーパーレス化）に努めること。
- ・冊子等が必要な場合、原則として内部印刷とするが、発行部数や配布方法の見直しを検討すること。大量の部数の印刷を予定する場合は、事前に総務課と協議すること。
- ・カラー印刷や外部印刷が必要なものは、必要性や効果、部数等を精査し、見積ること。

### (5) 光熱水費

- ・予算所属年度に留意すること。

### (6) 修繕料

- ・修繕箇所の状況等詳細について明らかにするとともに、安全管理上の必要性、利用者への影響などを考慮したうえで見積ること。

## 1 2 節 役務費

### (1) 通信運搬費

- ・都庁、区市町村への連絡はメール、交換便、東京都防災行政無線（無線回線）を利用すること。

### (6) 保険料

- ・建物保険料及び自動車保険料は、別途担当課より配付の資料により見積ること。
- ・上記以外の保険料は、その補償内容等を明らかにしたうえで見積ること。

## 1 3 節 委託料

- ・各種工事に伴う実施設計委託料および監理委託料は、営繕課作成の委託積算内訳書により見積ること。
- ・定例的に行われてきた委託についても、その効果、有効性を検証し、委託内容（回数・方法・時間・程度・数量など）をあらためて検討したうえで見積ること。

## 1 4 節 使用料及び賃借料

- ・土地の借地料は、行財政改革の観点から、原則として固定資産税・都市計画税の合計額の3倍相当額以下とすること。

## 1 5 節 工事請負費

- ・建築等工事は、施工時期・単価等に留意しつつ、各課で業者等に依頼した参考見積書により見積ること。なお、必要に応じて営繕課に助言を依頼すること。
- ・年度後半での契約や契約変更は、予算への影響が大きくなるため、早期執行を前提に効率的な日程を検討すること。



- ・施設補完工事は、工事箇所状況等詳細について明らかにするとともに、安全管理上の必要性、利用者への影響などを考慮したうえで見積ること。

#### 17節 公有財産購入費

- ・用地取得は、最新の地価動向等に留意し、用地課との調整を経たうえで見積ること。

#### 18節 備品購入費

- ・既存備品の故障や破損などへの対応は、使用状況を明らかにすること。
- ・サービスの質や業務効率の向上に資する備品は、効果等を明らかにすること。

#### 19節 負担金・補助及び交付金

- ・補助対象の活動実態、最終用途の状況、補助効果を明らかにすること。
- ・研修、会合等参加負担金等は、業務上の必要性を明らかにすること。

#### 20節 扶助費

- ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。

#### 28節 繰出金

- ・各特別会計においては、収支状況を的確に分析し、独立採算性の原則から受益者負担の適正化等も考慮すること。